

但し工續仕掛者ト在籍数ノ合計ガ十八日以上ノ時ハ三十
日以内ト止ルベシ。

〃仕掛者ハ十五日ヲ越スル時ハ借入金ノ場合ハ其ノ合計
ハ十五日以上ヨリ差引支拂スベシ。

〃毎季ノ内ヨリ翌ノ月末ヲ以テ期ト定メ借入金ノ
残リノ場合ハ其ノ借入金ノ繰越シハ十五日以上ノ工續数
ヨリ差引支拂スベシ。

〃右借入金ノ貸付ノ残リガ十五日以上ノ場合ハ其ノ借
入金ノ前記ノ貸入金ヲセズ。

又右以外ノ貸入金ハ専ラ其ノ理由ニ由リテ限リ個人的ニセシテ絶不